

○共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」拠点本部会議細則

平成 28 年 2 月 17 日制定

改正 平成 28.4.12 , 平成 29.6.9 , 平成 30.4.16

広島大学原爆放射線医科学研究所長承認

長崎大学原爆後障害医療研究所長承認

福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長承認

共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」拠点本部会議細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営内規(平成 28 年 2 月 17 日制定)第 6 条第 2 項の規定に基づき、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」拠点本部会議(以下「拠点本部会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 拠点本部会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 広島大学原爆放射線医科学研究所長 (拠点本部長)
- (2) 長崎大学原爆後障害医療研究所長 (拠点副本部長)
- (3) 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長 (拠点副本部長)
- (4) 各研究所・センターから推薦のあった教授 (特命教員を含む) 2 人
- (5) その他拠点本部長が必要と認めた者若干人

2 前項第 4 号及び第 5 号の委員は、拠点本部長が委嘱する。

3 第 1 項第 4 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に委嘱することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に委嘱された場合の任期は、その委嘱の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第 1 項第 4 号及び第 5 号の委員の再任は、妨げない。

(審議事項)

第 3 条 拠点本部会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究拠点の基本方針に関する事項
- (2) その他研究拠点の運営に関する重要な事項

(会議)

第 4 条 拠点本部会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、拠点本部長をもって充てる。
- 3 副議長は、拠点副本部長をもって充てる。
- 4 議長は、拠点本部会議を招集し、その議長となる。
- 5 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

(意見聴取)

第 5 条 拠点本部会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 拠点本部会議の事務は、広島大学霞地区運営支援部において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、拠点本部会議に関し必要な事項は、拠点本部会議が定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月16日から施行する。